

○厚生労働省告示第二百七十二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三十一条の三十第三項及び第四項並びに第三十一条の三十四第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月十六日

厚生労働大臣 田村 憲久

第2中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルス（血清型がH7N9であるものに限る。） A／Anhui／1／2013（H7N9）（N11DRG—10.1）